

文教委員會議錄第十八号

昭和四十二年六月三十日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 久保田磨君

理事 西岡 武夫君

理事 小林 信一君

理事 鈴木 一君

理事 菊池 義郎君

理事 葉梨 信行君

理事 渡辺 肇君

理事 川村 繼義君

理事 平等 文成君

理事 山田 太郎君

出席國務大臣

文部 大臣 劍木 亨弘君

出席政府委員

行政管理庁行政 管理局長 大國 彰君

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省大学學術 局長 天城 勲君

委員外の出席者

専門員 田中 彰君

六月二十九日

委員竹下登君辞任につき、その補欠として、桂

木鉄夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員桂木鉄夫君辞任につき、その補欠として竹

下登君が議長の名で委員に選任された。

六月二十八日

義務教育における毛筆習字必修に関する請願外

一件(始関伊平君紹介)(第一七二七号)

同(船田中君紹介)(第一七二八号)

第一類第六号

文教委員會議録第十八号

昭和四十二年六月三十日

同(八木徹雄君紹介)(第一七二九号)

同(華山親義君紹介)(第一七七九号)

同(黒金泰美君紹介)(第一八四八号)

同(齋藤三三君紹介)(第一八四九号)

同(坂田英一君紹介)(第一八五〇号)

同(一萬田尚登君紹介)(第一八五一号)

同(福井勇君紹介)(第一八五二号)

同(古井喜實君紹介)(第一八五三号)

同(吉田重延君紹介)(第一八五四号)

同(心臓病の子供の病、虚弱児学校、学級増設に關する請願外八十一件(神田博君紹介)(第一七三〇号)

同(川上實一君紹介)(第一九二八号)

私立大学の助成に關する請願(阪上安太郎君紹介)(第一八五五号)

同(山中吾郎君紹介)(第一八五六号)

同(柳田秀一君紹介)(第一八五七号)

国立大学の授業料値上げ及び学校教育法改悪反

對に關する請願(松本善明君紹介)(第一九二六

号)

国立大学の授業料値上げ及び大学に米軍の資金

導入反對に關する請願(松本善明君紹介)(第一

九二七号)

同月二十九日

戦傷病者の子女の育英資金等に關する請願(細

田吉藏君紹介)(第一一六八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に關する件

日本學術振興會法案(内閣提出第九〇号)

○床次委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の日本學術振興會法案を議題とし、審

査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

長谷川(正)委員 前回に引續いて御質問を申し

上げたと思います。

前回、日本の學術を全般的に振興する上にどう

いう方策が一番大切と考えておられるかという質

問を申し上げて、いろいろ天城大学學術局長から

御答弁がありまして、特に學術奨励審議會を學術

審議會に改組して、行政の体制といいますが、そ

ういうものを整える、こういうお話がございました

が、その中で、分科会の四つにつきましては、

從來あるものを必要と認めて残していく、あと特

別委員會を五つつくるといってお話がありました。

その内容についてお話がなかったのですが、その

具體的構想をひとつお示しただきたいと思いま

す。

○天城政府委員 四つの分科会のほかに五つの特

別委員會を設置するということが、これは予算上の

措置としてそういう用意をいたしているわけでござ

います。したがって、具體的にどのような

内容の特別委員會をきめるかということにつきま

しては、最終的には、審議會発足後、審議會でい

ろいろ御審議をいただいた上で決定していただき

たいというのが現在の考え方でございます。しか

し、大体五つくらいでございまして、予定した、も

ちろんわれわれの心づもりではございまして、そ

の考えておりますことを例として申し上げます。

れば、毎年のように日本學術會議から研究所の新

設の報告が出てまいります。また、個々の大学から

も研究所の新設の要望が出てまいります。これ

に關しまして、最近の學術の新しい動き、それから

關係学部との關係あるいは學界との關係等から、

それぞれの報告なり要望のあった研究所を具體的

にどのような形で制度化するか、あるいはどこに置

くか、どういふ大学との關連で設置するかという

ようなことを、ぜひ検討していただくことが一つ

の課題でございますので、そういう意味の特別委

員會はつくりたいと考えております。また、最近

は研究者の養成ということがいろいろな角度から

問題になっております。これは大学院の問題にも

關連いたしまして、同時に、新しい分野の問題も

出てまいっておりますので、専門別の検討を

つながら、大学院の拡充問題ですとか、あるいは

はわれわれやっております奨励研究員制度の拡大

の問題といふような制度を、具體的に実現してい

くための方向を見つけていく。それから、最近や

はり特に問題になっております學術研究の國際交

流の問題でございます。これは私たち、學術交流

の問題は単に國家間の文化協定という形でなく

て、學界を通じてものが非常に多くなっております。

また、研究者の海外での研究あるいは日本での

研究ということが非常に活発になっております。

ので、こういう問題もぜひ具體的な問題として取

り扱っていききたい、こういうふうなことをいま考

えております。最終的には、先ほど申し上げたように

審議會が発足しまして、ここで十分、學術体制あ

るいは學術の方向を出された中からきめてまいり

たい、こう考えておるわけでございます。

○長谷川(正)委員 どうもいまの御答弁、たいへ

んまだばく然としておりますが、もうちょっと、

この第一、第二、第三、第四、第五の一つ一つに

ついて、こう考えているというふうなことはない

のですか。

○天城政府委員 これは、なぜ分科會制度をやめ

て特別委員會制度をつくったかという趣旨は、ある

意味では、もう恒常的に行なっていく仕事は

分科會でやればいいけれども、學術の進展に

即していろいろの問題が出てくるので、中身はあ

る程度彈力的に考えようという意味で、名称をは

なす。

○長谷川(正)委員 これは、なぜ分科會制度をやめ

て特別委員會制度をつくったかという趣旨は、ある

意味では、もう恒常的に行なっていく仕事は

分科會でやればいいけれども、學術の進展に

即していろいろの問題が出てくるので、中身はあ

る程度彈力的に考えようという意味で、名称をは

なす。

○天城政府委員 これは、なぜ分科會制度をやめ

て特別委員會制度をつくったかという趣旨は、ある

意味では、もう恒常的に行なっていく仕事は

分科會でやればいいけれども、學術の進展に

即していろいろの問題が出てくるので、中身はあ

る程度彈力的に考えようという意味で、名称をは

なす。

○長谷川(正)委員 これは、なぜ分科會制度をやめ

て特別委員會制度をつくったかという趣旨は、ある

意味では、もう恒常的に行なっていく仕事は

分科會でやればいいけれども、學術の進展に

即していろいろの問題が出てくるので、中身はあ

る程度彈力的に考えようという意味で、名称をは

なす。

○天城政府委員 これは、なぜ分科會制度をやめ

て特別委員會制度をつくったかという趣旨は、ある

ずし、また特別委員会制度という形で五つを用意したというのがいま申し上げた考え方でございまして、最終的には、やはり審議会で何からやっていたらどうか、どこが現在重点かということを含めていただいていくほうがいいんじゃないか、こういう考え方でございまして。

○長谷川(正)委員 すでに一応明確に予算化もされていくのですが、それにはもちろん学者の意見、審議会の委員になった方々の意見というものを中心に進められると思うのですが、しかし、実際には具体的な、そういう方々の御意見を伺って具体的な構想をお持ちになった上でやっておったのではないかと、思っておったのですが、それはお隠しになっていないのか、ではなくて、事実いとおっしゃったとおりなんですか。

○天城政府委員 これはほんとうに何も隠す理由もございせんし、ただいま私が申し上げましたとおりでございます。それで、各特別委員会も五名の本委員が加わるほかに五名の専門員、十名で構成するという考え方でございまして、別に隠して申し上げることは何もございせん。

○長谷川(正)委員 それでは、その点はこれ以上はお尋ねしても答えは出ないようですから、ここにとどめますけれども、何か私としてはまだ納得がいけないような気持ちを率直に持つわけでありまして、たいへんいいかげんな御提案じゃないかという感じを持つのですが、それは私の誤解でしようか。大臣、いかがでしょう。

○天城政府委員 ちょっと補足させていただきます。

従来も、たとえば原子力の大学における研究の問題が起きたときにどうするか、あるいはガンを重要研究に取り上げる事態になったときにこれをどこでこなすかという、ときどきの問題が必ず出てまいります。したがって、そういうこなす場というものはやはり持つていなければならぬというのが基本的な考え方でございまして、決していいかげんという意味ではございせん、そういう弾力的に運用できるという意味で

五つ、用意しておるといのがわれわれの考え方でございまして。

○榎本國務大臣 これを改組しまして、四つの分科会だけは、これは常置的に残しますけれども、あと審議会が発足いたしましたから、いま局長が申しましたように、いろいろな必要に応じてこういう特別委員会を置いたほうがいいという考え方、考え方が審議会側で起つてまいりますのに対して、準備だけはしておくといいことより、それをおろそかにしておくといいことより、そのとおりに審議会をするようにということより、学者、審議会の意見を聞きまして、時に触れてこれをつくっていく、予算的な用意だけはしておき、こういうので、かえってそのほうが審議会の意見を尊重する意味から申ししても適當ではなからうかと思っております。

○長谷川(正)委員 それでは、その点はその程度にとどめて次に進みます。

今年度の学術研究推進の予算、これを見ますと、先般川村委員の御質問申し上げたのは印刷の経過の何かそがであったようですが、いま私、局長の持つておる資料と同じもので見ていると思うのですが、これを全般見渡しますと、学術行政体制の整備、それから科学研究費の拡充、重要基礎研究の推進、その他在外研究員派遣の充実等に、大きい項目がなっております。これで見ても、確かに日本学術振興会につきましては今年度三億三千万ですか、これに対して科学研究費の充実のほうは四十一億というふうにかなり比率が違っておりますが、今回の日本学術振興会を特殊法人化することによって予算もほとんどふやす、事業費もふやすことができるのだというふうにおっしゃっておりますが、私の考えでは、この前御質問申し上げた、学術振興全般を見て何が一番大切かという質問に対して、局長いろいろお答えになりましたが、私は第一は、いま日本の学問の研究の一番センターになっているのは何かといった場合には、やはり大学ではないかと思うのです。大学及びその関係研究所ではないか

と思ひますので、そこに対する予算というものをまず十分にやるということが、私は第一の眼目ではないか。ただ、その上に、その総合性であるとか国際性であるとかいうものがいまの研究の進歩の段階で非常に強まっておりますから、そういう面の配慮は、さらにその上にもろろ大いに必要と思ひますが、この日本学術振興会を特殊法人化することによって、今後この科学研究費の拡充のほうにありまして科学研究費、あるいは研究成果の刊行費、こういったようなものをもっと拡充発展させるといってお考えなのか、こういうものはだんだん日本学術振興会のほうに移して、こっちら補助費としてやるような方向にいかうとする考なのか、その一体根本はどう考へるか。まず、私は、この費目で言えば、科学研究費の充実というものを、もっともとふやしていくということに努力すべきじゃないかと思うのですが、それについてどうお考えなのかということが第一点。それから、日本学術振興会が特殊法人化して、これは人件費がふくらんだだけで事業費はふくらんでいない、来年度以降これがふくらんでいくということになりますと、これは科学研究費の充実の費用というよりも、こちらに重点を置いていくというふうなお考えになっているのか、その点をひとつ明らかにしてください。

○榎本國務大臣 第一の点で申し上げますが、この科学研究費は、これは大学におきます研究に対します研究費でありまして、大学につきましては講座、各教官あたりに積算しまして講座に基本的な研究費を配分いたしておりますが、それは一般の、教育的にやります研究の基礎になるものでございまして。それ以外において、一定の研究テーマに対して科学研究費を配分しますのが科学研究費でございますが、実は私としては、大学におきます研究費の基礎的な部分について、いままで十分でなかったというのを認めざるを得ないと思ひます。そこで、これを基本的には思い切つて増額してまいりたい。それは、私自身としては、ひとつ来年度には非常に重点的にこの

研究費の増額をはかりたいと思っております。その点は全く先生と同感でございます。ただ、学術振興会につきましては、御承知のように振興会の事業は、一応今度事業の内容については規定されておりますので、その規定されております事業に沿ひまして、これができるだけ増額はいたしてまいりつものでございまして。しかし、大学の研究費をまず十分に増額してまいり、これがどうしても重点になってまいりと思っております。

○長谷川(正)委員 局長、どうですか。

○天城政府委員 大臣の御説明を若干補足させていただきます。

研究費は、大ざっぱに分けて、国立大学の基礎的な基盤をつちかう研究費、それから科学研究費と、このたび学術振興会を通じての事業とございまして。国立大学の講座研究費等につきましては、これは基本的なものでございまして、本年度も前年度に対して一八%ほどの増額をいたしました。それから科学研究費は学術のテーマについてやっているものでございまして、これもいま大臣が申したように、新しい発展についてどんどん伸ばしていかなければならぬ計画でございまして。先ほどの御質問で学術と科学研究費の点が指摘されておるわけでありまして、学術は政府が直接やりにくいもの、あるいはやるよりも、もっとこういう機関でやったほうがベターなものというものを中心に考えておりますので、たとえば奨励研究員だとか流動研究員、あるいは外国との人物交流における共同研究、こういう研究者のフェローとか研究費を通じて流動的に行なう仕事にいまのところは重点を置いて考えておるのでございまして、これは政府が直接にやるには非常にやりにくい仕事でございまして。そういう性格がおのづからございまして、大学の基本的な経費、それから科学研究費、また学術の研究費というものはそれぞの立場で重点的に考えていかなければならぬのではないかと、こういうふうにお考えなわけでございます。

○長谷川(正)委員

いまのお考えで、科学研究費

はそれはそれとしてまず今後ふやしていく、大学の研究費はまた大学の研究費として充実にしていく、振興会のほうは、あくまでそれとはまた別の角度の流動分野の研究員の設置であるとか、海外との交流の問題、あるいはいまはつきりおっしゃらなかったけれども日米科学協力とか、産学協同とか、そういう方向のお仕事を相当やるというように受け取れるのですが、そうですか。

○天城政府委員 大ざっぱにこの三つの立場を申し上げますと、そういうふうな性格があるということでございます。

○長谷川(正)委員 そこで、この学術振興会につきましては、いろいろ学界のほうでも疑問が持たれていることは前から私が申し上げたし、また御報告もすでに御答弁の中にあつたわけでありまして、特に予算面を見ますと、ことしの予算は、振興会に關しては三億三千万のうち日米科学協力事業補助というのが二億でございますね。そして振興会のほうの補助が一億三千万、国際交流とか国際的な研究の推進というけれども、これはもう日米科学協力というところに非常に比重のかつた予算の組み方でありまして、これは先般、日本の各大学がアメリカの陸軍から研究費をもらつておつたということが明らかになりまして非常な物議をかもしましたけれども、それと同じようなにおいといひますか性格といひますか、ここにも非常にアメリカとの共同研究というものに片寄り過ぎていて、国際的とはいひながら世界の学問の分野、人文科学にしましても、自然科学の分野にしましても、全世界と交流するということなら、学問の分野ではたまたまの要求がまた学界にあると思ひますが、これはあまりにも片寄り過ぎていて、この感じをどうしてもぬぐい去れないのですが、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○天城政府委員 これは、予算書をこらんにありますと、たいへん不自然なバランスになつていて、ではないかという御疑問が起るのには当然だと思ふのであります。ただ、日米科学協力という仕事が出てまいりまして、これを振興機として現

在の財団法人の学振が最も適当だということで、ここを通じてやることになりましてその仕事が始まつておるわけでございます。二億という金がほかとのバランスで多いというところは確かでございますが、同時に、日米科学の仕事は日米対等の立場で行なう、その対等の中にいろいろな対等のやり方があるのでございまして、経費は日本側のほうには日本側が負担し、アメリカ側のほうはアメリカ側が負担する、この経費は対等でないというところになっております。全体の事業からいいたしましても、アメリカもほとんど同額の金を出さうと計上するといふので、二億という金が出てくるわけでございます。なお、国際協力の仕事につきましては、ひとり日米だけでございまして、現在ではその後、地域研究のテーマ等を取り上げてきておりますが、なお学術会議からも国際協力事業についていろいろ御要望があるわけでござい

ますので、今後はそういうものをできる限り学振の仕事として取り上げていきたいと考えてございまして、たまたま現時点において、日米科学協力が非常に大きなウエイトを占めていて、このことが、学振の国際協力の今後の方向を決定しているといふわけでは毛頭ございせん、経過的に現時点でそういうことになっておるのだと御了解いただきたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 いまのお答えによりまして、今後はさらに、国際的な幅と申しますか、共同研究のようになことをやる場合の対象も、もっと広い視野に立つて行なうといふふうにお答弁になつたと受け取つてよろしゅうございしますか。

○天城政府委員 さようでございます。

○長谷川(正)委員 それから、ことしの予算に産学協同研究事業として二千八百万円といふことをこの間から言われておるのですが、同時に財界からの資金も約二千八百万円と、これはびつたり一致しておりますが、この産学協同といふのは、これは財界から仰いだ寄付によつてやるという意味ですか。

○天城政府委員 結論的に申し上げますと、財界

の寄付と申しますのは産学協同事業に充てておる金でございます。産学協同に参加してあります企業側が一種の会費といふような形でもつて、それぞれの分野によつて違いますけれども拠金をいたしまして、それによつて産学協同の委員会を設けて事業をいたしてやる。そういう意味で、寄付金といふのは、産学協同の事業の民間側の資金でございます。

○長谷川(正)委員 そうすると、この部分については、国費は一銭も出ないということですか。

○天城政府委員 従来からもその金は民間の金で事業をやつてまいりまして、学振がいれば産学協同の事業のあつせんをする、委員会を設定したという仕事を中心にやつておりましたので、国費は出しておりませんし、いまのところ、本年度もそのための予算は計上いたしておりません。

○長谷川(正)委員 その点どうもわからないのですが、私がしるうとのせいでわからないのだと思ひますが、振興会法案のほうで、そういうお金は会計の中へ入つてくるお金なんですか、入つてこない全然別のお金なんですか。

○天城政府委員 一般に特殊法人の場合でございますが、民間からの寄付金はもちろん入り得るし、また今度の場合に入ればならぬわけでございますが、それは若干技術的になりますが、経理のやり方の問題になると思ひますが、官庁会計とちよつと違ひますが、経理単位といふものが大体こういう場合にできると思ひます。わかつて例で申しますれば、たとえば経済組合ですと、長期経理とか短期経理とか福祉経理とか、ああいうふうになつて、事業の種類ごとに特殊法人でも経理単位ができます。産学協同関係の経理単位ができます。明らかになつてくると思ひます。それから一般に予算としましては、予算の収入、支出の立て方がございまして、収入の中に、国庫補助金あるいは事業収入あるいは寄付金という形で収入は入つてまいります。そういう

形で、経理の問題として寄付金は明らかになつてくると思ひます。

○長谷川(正)委員 いまの寄付金のことは、条文のどこに明らかになつていますか。

○天城政府委員 寄付金を特にどうこうという規定はございせん、寄付金が、事業という意味ではどこにも出てゐるわけじゃございせん。ただ、寄付金に伴う事業といふ考え方をとりますれば、一括的には、二十条の最後の六号で、「前各号に掲げる業務に附帯する業務」という形で広く一般に読んでゐるようでございます。

○長谷川(正)委員 その辺が、私幾ら読んでも出てこないの、いま御質問したのですが、どうもいまのお答えじゃちよつと納得いかないのです。……

○天城政府委員 私たち、特に特殊法人が寄付を受けてはいけないという規定がない以上は、寄付を受ける場合の規定を会計規程で明らかにしておけば、あるいは寄付の使い方について明らかにしておけば、受けられるという前提で理解しているわけでございます。

○長谷川(正)委員 寄付を受けてはいけないと書いてないから寄付金を受けられる道はあるのだ、こういうお話ですが、財源については、こういう場合、必ずきつと国費及び寄付とかいふふうになつてゐるのが普通だと思ひますけれども、いままでの経過で、だいたい寄付金に仰ぐところが少なくなつて、国の支出が多くなつてきてゐるというところはありますけれども、将来どういふふうになりますか、これはなかなかわからないと思ひます。……

○天城政府委員 特殊法人の経理の問題、財務の問題全部に關連することから御理解いただけるのではないと思つておりますけれども、要するに、学振の一つの事業計画、予算、資金計画とい

うものができてまいりますので、その中で、いまお話しのように財源はどういうふうになつてくるか、国庫補助金もあるでしょうし、事業収入もあるでしょうし、寄付金の場合もございまして、その資金計画の中で全部これは明らかになつてくるといふ前提で、私たちおわけでございます。

○長谷川(正)委員 まだ釈然と納得ができませんが、あとの質問者がありますので、私ももう少し研究してみましてさらに深めたいと思ひますけれども、この項は、一応本日のところは打ち切っておきます。

そこで、これ全体を見渡しまして、これは特殊法人だからこういう形になるのだとおっしゃればそれまでですけれども、条文に沿つてずつと見てみますと、いままでの財団法人としての学術振興会と比較した場合に、これは著しく文部大臣の権限というものが、あらゆるところに、すみずみまで行き渡るほど確立されておる。そして、これを運営するのは文部大臣の任命したきわめて少数の、五名以内の役員によって完全に牛耳られる。そして、評議員会制度も、単なる諮問機関であり、その数もこれまで少なくなつてゐる。その人選についても、これまた文部大臣が任命することになつてゐる。しかも、重要な事項につきましては大蔵大臣との協議が必要である。こういうことによつて、文部大臣のみか、むしろ政府自体のかなり細部にわたる統制、干渉ができるように体系が確立されておる。このことが、本法案に対して、私どもは、学問の真の意味の自由な発展が一つの時の権力に左右されて、学問がそれに奉仕させられる、そういう過去の日本におきまして苦い経験を含めた戦時中の事実等々を思い合はせまして、これは非常に憂うべき要素を含んでおる。私は、いまこれを企画した方がとんでもない野望を持つてゐるなどということは毛頭思つておりませんし、剣木文部大臣がそのような学問の統制を考えて、これを御提案なさつてゐると思ひなないのでありますけれども、しかしながら、これが法律としてできた場合には、そういう点でまことに

これは重大な結果を来すといふこの危惧が、質問をすればするほど深まつてくるばかりであつて、解消されていかないという感じがしてならぬのであります。したがつて、私は、それらについて逐条的に御質問申し上げたいのでありますけれども、きょうは川村委員が次の質問を控えておられますし、関係者をすでにお呼びになつておられるのでありますから、また、その前に文部省への質問があるようでありますから、私はきょうは一応ここで打ち切らせていただいて、なお質問を保留させていただきます。川村委員のほうにパトンを一応譲りたいと思ひます。

○床次委員長 川村継義君。

いま長谷川委員の最後に申しました感想であります。実は私は、大臣から五月の初めでしたか、提案理由の説明を承つたときには、そうびくつとはしなかつた。あたりまえじゃないかという気持ちでお聞きしたのでありますが、法律案を最近ずっと見てみますと、長谷川さんも言われたように、これはちよつとたいへんな法律ができたな、こういう感じを受けております。特に大臣の提案理由の前文にございまして、これはあとでお聞きしようと思ひますが、学術の研究というものについては相当やはり弾力的な運用というものが許されねばならない、これを大臣の権限で一から十まで縛りつけてしまふ、これはたいへん問題ではないか、こういうような印象を受けておるのですが、そこで、この点についてあとでお尋ねをいたしますが、私は、もういろいろ理屈はつたことはお聞きしようと思ひません。きょうは端的に具体的な問題からお聞きしてまいります。

第一は、この法律の附則の第九条に、「一切の権利及び義務を承継」と書いてある。ことばをかえて言えば、よく言われる地位の継承、承継といふことに当たるかと思ふのです。まず局長からお答えいただくことが適當だと思ひますが、現在の財団法人日本学術振興会が持つておる権利とは一体何なのか、義務とは一体何なのか、それを

具体的にお示しいただきたい。

○天城政府委員 附則の九条で権利、義務といつております内容につきまして、現在の財団法人について申し上げますれば、権利といつたしましては、基本財産、それから第二番目に銀行預金あるいは定期預金のたぐいでございまして、それから「学術月報」という機関誌を出しております。それからまた、図書等を発行いたしておりますので、この出版権がございまして、それから、ユネスコクラブの売買の指定機関になつておりますので、売買権と申しますか、そういう権利がございまして、あとは、庁用関係の財産類を持つておりますし、あるいは取引関係の未収金等もこの中に含まれると考えております。

それから、義務といつたしましては、非常に包括的に申し上げますれば、今年度の事業として、財団法人が解散になる前日まで実施してまいりました事業に關して発生した義務といふものは一切義務の中に入ると思ひます。たとえば流動研究員とかあるいは奨励研究員を採用いたした場合におけるいろいろな支払いの義務を持つております。給与ですとか、研究金ですとか、その他旅費などを支払う義務を持つております。それが包括的にその中に入ると思ひます。それから法人と職員との関係の雇用関係、これも義務に入る、かように考えております。

○川村委員 そうすると、学術振興会寄付行為による第五條に規定されてゐるもの、第六條に規定されてゐるもの、これは一応権利と見て差しつかへございせんか。

そこで、この財団法人日本学術振興会の財産は、一体いまだのくらいあります。それとあわせて不動産、土地や建物、そういうものはあるかないか、これをちよつとお聞きたいします。

○天城政府委員 最初に不動産のことを申し上げますが、固有の建物を現在学振は持つておりませんが、それから資産でございまして、いわゆる流動資産、現金、それから預金関係、有価証券を含めま

して総額で五千四百七十二万九千九百八十五円といふのが流動資産でございまして、それから、固定資産といつたしましては設備、什器類でございまして、不動産がございまして、三百九十万四千二百五十三円。いまのを合計いたしまして、五千八百六十三万四千二百三十八円といふのがいわゆる資産でございまして。

○川村委員 資産関係、それは一応権利である。そうすると、一切の権利、義務を継承するといふならば、それはそのまま新しくできる特殊法人が引き継ぐことになる。

そこで、義務のほうも、いま局長のお話しになつたことが大体包含されると思ひますが、財団法人のほうは、債務あるいは負債と申しますか、それがどれくらいあるかといふこと。それから、財団法人が寄付行為に基づいてゐる事業計画を立てて、研究の約束であるとか、あるいは奨励金を出す約束であるとか、そういういろいろの契約をしてゐると思ひます。それも私は義務だと思ひます。ねばならぬと思ひます。そういうものは、どういふものがあるか、それをちよつと聞かせていただきたい。

○天城政府委員 最初の、負債といふてゐるものでございまして、借り受け金とか、あるいは未払い金、職員の退職金の引き当て金等も含めまして、流動負債の合計と考へられるものが四千五百二十七万七千六百六十四円という数字でございまして。それから、いまお話しした流動研究員とか奨励研究員に採用いたしますれば、これからそれぞれの種類によりまして研究費や旅費、滞在費を支払うといふことになつておまして、それが、現時点まで払つてゐるものは別といたしまして、年間といたしますれば、今後の分は、全部財団法人の義務でございまして、今後の分は、全部財団法人の義務でございまして、流動研究員の――いま流動研究員が全部採用済みになつてゐるか、あるいは奨励研究員が全部採用済みになつてゐるか、ちよつとこまかい資料が手元にございせんか、たとえば流動研究員制度で申しますと、本年は三十六人採

○川村委員 別の問題ではございまいしょうけれど、特殊法人の学術振興会ができるならば、そういうような何かわけのわからぬような寄付で運営

○天城政府委員 二十八名おります。
○川村委員 二十八名おられますね。そこで、この職員は、財団法人の寄付行為によって有給とす

そこで、次にもう一つ具体的な問題でお聞きしておかなければなりません、特殊法人ができた場合に、所得税法、それから法人税の非課税措置

紙税法の非課税適用は、なぜ日本学校安全会は適用を受けておらぬのか、それから、今度できようとする日本学術振興会はなぜ登録免許税法の適用

を受けないのか、いま一つ、日本学校給食会はない。登録免許税法の適用を受けないのか、その辺のところをちょっと説明していただきたいと思ひます。

○天城政府委員 給食会、安全会のことにつきましては私どもも詳しく存じておりませんが、学術振興会におきましては、研究機器などの購入などもありまして、印紙税の適用を受ける印紙の添付が必要なが多いので、印紙税の非課税の適用を受けておられるわけでございます。登録の関係でございますが、学術振興会は、先ほど申しましたように、所有の建物、土地、不動産を持っておりませんので、対象にそもそもならないという意味で法律に規定がないわけでございます。その違いでございます。安全会も給食会も、たしか所有の建物を持っていないからじゃないか、こう考えております。

○川村委員 それでは、今度でございます特殊法人の日本学術振興会、これはこの後ずっと建物を持たせたり、敷地を持たせたりはやらないということですね。

○天城政府委員 これは、われわれとしましては、法律の規定上今回規定しておいたほうがいいんじゃないかという考え方も当初持っておりますけれども、現に不動産を所有いたしておられるので、ないものに対する規定もおかしいということではなかったわけでございますが、学術振興会のことを考えますと、私たちといたしましては、当然固有の建物なり場所を持つべきだと考えております。その段階において必要な法律の改正はまたお願いしなければならぬ、こういうふうにいま考えておるのでございます。

○川村委員 わかりました。いまは必要ないけれども、あとで必要があるかもしれない、そのときには法律改正をまたお世話になろう、こういうことですね。

それでは、この法律の第五条、それから附則にずっといきますと、いろいろ登記事項が出てくる。「振興会は、政令で定めるところにより、登

記しなければならない。」こういう登記事項がございますが、これは、そういう意味からすると、なぜ登録免許税の必要がないか、理由をちょっと聞かせてください。附則にも出てきますよ。

○天城政府委員 ちょっと御質問の意味が私には正確に把握できないのですが、設立の登記があるわけでございます。設立の登記の場合には、いまの登録税は課せられないわけでございますので、私はそういうふうな理解をしております。御質問にお答え申したわけでございますが、それでよろしいでしょうか。

○川村委員 わかりました。第五条に、「登記しなければならぬ」とある。先のほうにも、登記をしなければ第三者に対抗することができない、登記をして初めてこれが生きてくるとか、そういう法文があるのだが、この登記はいわゆる登録税のあれには入らぬのか。つまり私が言うのは、これはちゃんと法律によって課税範囲の外だ、こういうことなのか、そういう意味です。

○天城政府委員 御指摘のとおりでございます。登録税法上そうなっております。

○川村委員 具体的なことを二つお聞きいたしました。その次、少しお尋ねしますからお答えいただきたいと思います。

大臣の提案理由をあげて読みますと、一番初めに、まず第一ページから第二ページに、ずっとその理由の前文的なお考えが述べられております。これを見ていきますと、つまり私なりに解釈すると、二ページの終わりから二行目の、「しかしながら、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながらこれらの事業を一そう拡充発展させるため、さらには国際的な信用を高める上からも、」特殊法人をつくったほうがいい、これだけの理由のようでありまして。ところが私は、大臣がその前に述べられておられるいろいろの理由のほうで、学術研究の上から見て非常に重要ではないか、こう思っている。財団法人を特殊法人にするところのその確たる理由が、まだ私は納得できないのです。そこで、大臣から、特殊法人にしなければなら

ない必然性、それをひとつきちんと教えてくれませんか。もう一ぺん申し上げますよ。あなたの提案理由を読んでいきますと、一ページから二ページにわたっていろいろと学術研究の必要な体制的なことをお述べになっておられる。そして、二ページの終わりから二行目から二行ばかりにわたって述べられておられることが、今度特殊法人にする主たる理由になっている。ところが私には、むしろ前に述べられておられる、提案理由の三段、四段、五段のところに述べられておられる、もう読みませんけれども、それが非常に大事なものでないか、こういうような受け取り方をされるわけですか。大臣からひとつ、そのどうしても変えなければならぬ必然性、それをちょっと教えていただきた。

○鈴木国務大臣 この前段に書いておりますように、最近における学術研究が非常に重要なことになりまして、この振興策は、国の政策として非常に重大な面を持ってまいりました。したがって、国がこの学術振興の施策を強力に行なっていくということは当然のことでございます。今後またそれに重点を置いてまいるのは当然でございます。しかし、学術振興の具体的な面になってまいりますと、行政的にこれを取り扱うよりも、その奨励の趣旨をより有効にやるためには、いわゆる民間の団体にこれをかわってやらせたほうがいいという場合が現実にごさいます。その方面に関するものをいままで財団法人学術振興会にやつてもらっておたわけでございます。しかし、その民間になぜやらせなければならぬかという点につきましては、国がやる行政と違ひまして、学問研究に対して相当流動的に対処し得るとか、あるいはまた、その判断が学者なりそういう民間的な、自由な判断にまかせてやる場合がいいとか、そういう問題がございまして、民間に適當として振興の面的一部分を分担してもらったわけでございますが、財団法人学術振興会がだんだんその事業の内容が拡大してまいりまして、いろいろこの特殊法人にしなければならぬ理由がござい

ますけれども、一番大きなのは、この財団法人のままではおきまじいというためには、一番一番と申しますより一つの例を申しますと、この内容が非常に複雑になってまいりますし、事業も強化されてまいりますが、財団法人でございますと、そこに働いておられる方々の給与でございますとか身分の保障とか、そういった問題が確定でございます。したがって、非常に優秀な人を集めて仕事をしても、そういうわけにはいかないのです。財団法人として事業拡張の限界がきてまいっていると申します。そういう意味で特殊法人にいたしまして、国の公務員に類した給与体系をとりまして、そうして優秀な方を集めて事業の拡大をしていくということも一つでございます。

それからもう一つは、この財団法人ということではなくて民間の団体でございます。最近において振興会が学術交流及び共同研究というふうな問題を強く広く取り扱ってまいりました。これに対応する外国の状態から申しますと、やはり純粋な民間法人でなしに、外国におきましてはやはり政府機関が取り扱っている場合が多いのでございまして、これとの関係において、いわゆる国際的な信用度を高めるという意味におきまして、特殊法人にする必要がある、こういうような状況で、特殊法人にいたしましてその事業の内容を広くいたしますと同時に、その国際的な信用を高めてまいりたい、これが、まあそのほかにもいろいろございまして、主たる理由でございます。

○川村委員 大臣、わからぬでもありませんけれども、どうも私、いまのお話の大臣のお気持ち、特殊法人にしようというもうほんとうに必然的な理由であるかどうか、まだ実はよく納得できないのです。そういう理由があるということもわかりました。むしろ私は、あなたが提案理由で言っておられます「これら学術振興に関する事業のうちには、弾力的に運営をはかる必要のあるものがあり、その性格にかんがみ、国が直接実施する法よりも、むしろ法人等の団体にその実施をゆだねるほうが適切なものが實際上多いのでありまし

て、従来とも財団法人日本学術振興会にこの種の事業を行なわせてまいりました。こちらのほうが学術振興あるいは学問を研究する、学術を振興する人たちが責任を持って、自主的に文部大臣にいろいろ意見を聞きながら、また文部大臣のいろいろ指示を仰ぎながら運営をしていくということとならないか、いいのではありませんか、こういう考え方が私は頭から抜けないのです。人材を集めるとか集めないということは、これはあまり大きな理由ではないのかと私は考えるわけですが、そこで、これは長谷川委員の質問のことばに返るわけではありせんけれども、どうもいまの、たいへん悪いことを申し上げて大臣恐縮ですが、私の考えが間違っておたら、しかつてください。どうもいまの財団法人にまかせていたら、その運営等について文部省が意図するような方向に動かない。世間にもそういう声があるのです。そういう意味で、これはやはり大臣の管轄、監督の中に置くところの特殊法人にするのではないか、あるいは日米関係の研究体制を強化していくについても、財団法人にまかせておいてはどうもうまくやらず、そういう不信が特殊法人に持ってきたのではないか、そういういろいろな理由があらちちで指摘されている。これは私は私だけの考え方ではないのです。先ほど長谷川委員も申しとおりましたけれども、そういうようなことで、この学術振興に関する仕事を、あるいは学問の研究というものをあなたの絶対権限のもとに置くということとは、たいへん憂慮される。そういうことが一つ考えられる問題であります。

かり前になる昭和三十三年、三十七年に、特殊法人にしようといつて予算要求までなされたけれども通らなかった、大蔵省がだめだと言つてはねたのか、あるいは、いやいやそうじゃない、国会には一応法案を出したのですけれども、だめだった、こういうことなのか、文部省内部のいろいろな理由によって取りやめになったのか、そのいきさつをちょっとお知らせいただきたいと思ひます。これは局長のほうからでもいいです。

は、私たちの耳に入ってくるのはそうではないんです。これはいろいろ尋ねておつてもあれですけれども、大臣がおっしゃったことと違つたものと考え方をしておる、特殊法人にすべきじゃない。特に今度の法案を見るとたいへんな問題が考えられるという意見も、非常に多いということとをぜひ私の口から大臣に申し上げておかなければならぬと思ひます。とにかく十年の間で今度の法案ができ上るうとしておりますが、さつきも申し上げましたように、あるいは他の委員からも申されまして、いまの財団法人がどうも運営上あるいは業務上文部省の思うようにはいかぬ、そういう不信感でこれを特殊法人にしてしまわなければいかぬということになったとしたらあれだと思ひますが、これは、そういうことを言つてもそうじゃないうというお答えをいただくのは明らかでありますから、聞きませんけれども、学問の研究あるいは学術の振興という面からは、文部省としては十分考えていたたかなければならぬ大事な問題があると思ひます。この法案を見ても、あなたのほうの学校安全会とかあるいは学校給食会、育英会、そのほかあなたのほうの関係の法律を見ると、大体似たり寄つたりの法文になつておる。昔の法案をこつちのほうにそのまま引き写してきてはならないかと思はれるように、みなよく類似している。学校安全会であるとか、そのほかのもののは、先ほど申し上げましたように、私の考えをもつてすれば学術の振興学問の研究なんだから、文部大臣の権限でござらんと押えて右左に行かせるようなことは、たいへんな法案では左いかと私は思ふ。一々ここで、私がこの条文を指摘するまでもないと思ひます。役員の任命から、解任から、評議員の任命から、あるいは業務の認可から、業務方法書の認可から、事業計画の認可から、決算報告の承認、短期借入れ金、立ち入り検査——短期借入れ金まであなたのほうに承認を得なければならぬ。それが、先ほどちょっと申し上げましたように、寄付金などはどうも穴があいておる

ような感じを受ける。そういうように権限が非常に強いわけです。もう少し学術振興会そのものに——おそらくこの中には優秀な人材が入つてこられるでしょうから、そういう方々の自主的な運営というか、業務の遂行というか、それにまかせるような考え方を持つべきことが大事ではないか。もう少し民主的に考えてやるということをお考えいただいたほうがいいのではないかと、私には思われてなりません。

そこで、大急ぎであつて、三、大臣にお尋ねしますが、この十四条、これなんか、私は少しかつてではないかと思ひます。役員の兼職禁止があまりありません。文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。これだけの条文を見ますと、これは全く抜けておる。文部大臣個人の理解で承認を与えたら、兼職禁止はだめなんです。そこで、私の考える考え方を申し上げますと、その大臣が承認を与えるものをチェックするものがなければ、この条文なんというものは無意味なんです。そういうことも考えられるわけです。それから会長、副会長の任命がありますが、どうですか。第十四条等についての考え方、大臣、ちょっと聞かせてくだ

さい。

さ。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

さい。

につきましては、行政的に判断をするよりも、学者の自由な判断によりまして、また弾力的にこれを行なっていくということが適当であるというので、その事業の遂行なりあるいは経理の面とかいうことについては相当責任を持てるような規定になつておるのでございますが、実施するこの事業のやり方につきましては、全く振興会の自由な判断によつて行なつていって、これに文部省が干渉するということ思はございません。ただ、十四条の

命についても、日本学術会議等の何らかの意向に基づいてあなたが任命されるようなことがあつていいではないか。ところがあなたは、国の機関がこういうものに入り込んでくるのは法律的に問題がある、日本の学術会議は決議機関であるからそれは無理じや、こういうようなお話があつたと記憶します。おそらく近いうち速記録が出ると思ひますから、速記録をまた読んでさらにお尋ねいたします。

るような方途を両者で誠意を持って話し合いをいたしまして、そうして取りきめてまいろうということ、を、私ども、学術会議の会長、副会長と一緒に話し合いをいたしまして、一致点に達しておるわけでございます。たとえば、これは御質問にございまして、今度文部省の中に学術審議委員会がございまして、科学研究費の配分を分科会を設けていたします。配分のメンバーは、事実上いままでもずっと学術会議の推薦した方によって構成

的にはそれは無理だとおっしゃる。そこで、私がいま聞いたのは、もう一つ、日本学術会議等が民間の団体その他の団体にそういう人を送り出すと、というような規定を設けることは、法律的にどうでしょう、こういうことでありますが、大臣、それはどうでしょう。

○**細木国務大臣** 日本学術会議法に基づきまして、日本学術会議が、そういう法で大体のメンバーを他に送り出すという規定がなされたのか、

場合は、さうして、大體これに照して、その規定に
 於ける種類の種類、役員の種類、兼職禁止の
 兼職禁止の規定がございます、営利事業に對する
 通の場合におきましては、兼職禁止でほかの営利
 事業に従うというような方がなることはほとんど
 ないと思ひますけれども、おそらく、こういう規
 定を設けましたのは、適當な人があつて、何かそ
 ういったものにかかわりがあつてどうしてもそれ
 をはずせないときがあつた場合に、その人をこれ
 にお願ひができないというやうなときを避ける意
 味において、こういう規定を設けたのではないかと
 存じまして、文部大臣の許しさえ受けなければい
 つても営利事業に従事してもいい、こういう種類
 ののではないかと考えております。

で、ただ一つお聞きしておきますが、日本学術会議がその中の何らかの手續を経て民間の団体で代表を送り込むということも、これは不可能でしょうね、あなたの論説をもつてすると。学術会議から、学術会議の何らかの手續を経て民間団体等に入っていくということも、国の機関がそんなものに入っていくとか、あるいは学術会議は決議機関であるから、決議に基づいていくからそれはだめだ、そういう解釈になるでしょうね。どうでしょうね、その辺は。

○**剣木国務大臣**　ちよつと私の言い方が悪かったかと思ひますけれども、ここの評議員の選出につきまして、学術会議の推薦する何名の評議員とい

ては、もう學術會議もよく御承知でございます。御協力をいただきたいとおるわけであります。私も文部省で、そういう學者の選定については、できるだけ學者の意思を承つて選定してまいる。でございますから、今度の學術振興会ができました、事實上兩者において合意します一つの、どういう形になりますか、連絡委員会と申しますか、そういうことになるかどうかまだ確定はしていませんけれども、學術會議と話し合いをいたしまして、常に業務の遂行につきまして實際上學術會議と連絡をとつてまいる。ましてこの評議員の人選とか、そういうような問題につきましては、私ども、實際を申しますと、學者の問題になら

おきましては、実は今度でできます学振の評議員の中に、また文部省のいろいろな中にも、学術会議のメンバーでございましてこれはちつともほかのメンバーになって悪いということはございませんであります。ですから、そういう規定がなくて、学術会議の委員がほかの——これはまた、特に学術会議におきましては合議体でございしますが、本職を持たれた方が会員になっておられるわけでございます。会社、工場等の方でありますから、この点につきましては、規定がなくてもどんどんお入りになっていって差しつかえないのではない

○川村委員　大臣のお話はわかりますが、勅文文部大臣が在職中は、あなたのようなお考えを持つ、りっぱな方ですから、これは間違ひは起ころぬでしょうね。しかし、長く年月がたつていきますと、やはり法律というやつは非常にこわいですからね。そういう意味で私などは一応考えておるわけです。

うようなきめ方をいたしますと、学術会議は政府機関であつて議決機関でございますから、法律のたてまへとしては、その何名というものを送りまして、その三つのは、学術会議が議決をいたしましたして、その三名なら三名というものを学術会議の代表として議決をして、評議員会に入れていくという形にとらざるを得ぬと考えたのでございます。そういう形

相談をいたしまして、事実上は御心配のない運営ができて、私には確信をいたしておるのでございます。その点はひとつぜひ御了承願いたいと思っております。

○川村委員　大臣のいまの、法律上の規定はともかくとして、実際の運用にあたってはお話のよう

かと思えます。

○川村委員 実際のことに、私でも大体わかっておりますが、どうもくどくて恐縮ですが、いまだあなたが在職しておられるときには、私はそういう心配はしません。しかし、大臣がかわっていかれると、あなたのようなそういう考え方でなかなか運営されないのじゃないか、そういうこともあ

時間もありませんから、実は一々の条章にわたって詳しくはこの際お聞きはしませんが、たゞ、くどくなりませんが、この前の委員会で長谷川委員の質問にちょっと関連して、十九条関係の評議員員録のことにについて私お尋ねしました。いま実は速記員がありませんから、私お尋ねするのに非常に残念ですが、また時間もありませんからくどくど聞かないことにいたしますが、そのときに、私はいこういことを申し上げたと思う。評議員の任

になりまして、他の評議員はそれではどこから出すかということもきめてかかるということになりますと非常に規定上困難でございますので、それは避くべきではないかと私、申し上げたのでございます。ただ事実上、実はおぼしめしのようになつて学術会議の意思を尊重するというようなことは、法文上は書いてはございませんけれども、いま学術会議と十分に話し合いを進めまして、実際上の内面的な機構におきまして学術会議の意思を反映する

に善処していく。それはぜひそうあっていただかねばならぬと思いますが、私はたいへんくだいようでありますけれども、法律的に――あなたが在任をしておられるときには、御意見をよく承っております。心配はしませんよ。しかし、あなたが大臣でないような時代に、これまた変なふうに動いていたら困るということで、法律的に何かをそういう規定が入られないか、こういう心配から聞いておるわけです。ところが、あなたは、法律

で、何かいままあなたが考えられたようなことを規定づけておいたほうがいいのではないかと、こう害は私は考えておる。そこで、私の次にまたいつか学術会議について機会を見てお聞きますが、というのは、日本学術振興会寄付行為の二十条に、「評議員は、次のとおりとし、理事長がこれを委嘱する。」となつておる。「本会には評議員二十八人以上三十二人以内を置く。」と書いて、第一号

「日本学術会議会長および同会議から推薦された者九人以内」、こうなっていますから、財団法人の場合には、日本学術会議の推薦決定による評議員の人が入っておる。これは可能なんです。そこで、同様に、特殊法人ではあってもこのような規定をしておいたほうが、私の先ほど申し上げるような心配が将来にわたってなくなるのではないかと、こういうことなんです。まあいいでしょう、これは答弁要りません。これは考えておいてください。まあ私はそういう見解を持っておる、こういうことです。

そこで、時間ありませんからお聞きします。私がお願いしておきました調べの表をきょういただきました。これをみんなやっていたら時間がありませんから、大急ぎでお尋ねします。局長、お答えください。まず国立教育会館からいします。これは非常勤の皆さんは抜きにいたします。常勤の天野さんからいきます。天野貞祐さんをちょっと教えてください。前歴と兼職があるかないか。急いでください。時間がありません。

天城政府委員 もと文部大臣をおやりになりまして、現在は独協大学の学長でございます。

川村委員 はいその次、中村さん。

天城政府委員 大阪大学の事務局長でございます。

川村委員 それから大田さん。

天城政府委員 東京国立博物館の次長でございます。

川村委員 その次、西田さん。

天城政府委員 安全会の西田理事長は、体育局長でございます。

川村委員 それから、塚田さん。

天城政府委員 体育局の保健課長でございます。

川村委員 伊藤日出登さん。

天城政府委員 かつて文部次官をやられました。

川村委員 清水康平さん。

天城政府委員 かつて文化財保護委員会の事務

局長をされました。

川村委員 次に、深見さん。

天城政府委員 大学局の視学官をやられました。

川村委員 次に、亀田さん。

天城政府委員 亀田さんは、食糧庁の総務部長をやられました。

川村委員 枝広さん。

天城政府委員 枝広さんも農林省におられました。

川村委員 第二枚目——時間を食いますね。非常勤でなくて、常勤の中に二十万、二十三万、二十四万と書いてありますが、この方々を一括して一通り聞きたいのです。この中に文部省におられた方が何人おられますか。必要があればこの次に聞きますが、何人おられますか、常勤の中に。

天城政府委員 では、お答えいたします。

国立競技場から申し上げます、敬称を略しますが、前田充明、西田泰介、石沢貞義、国立劇場で寺中作雄、柴田小三郎、西森肇。私立学校振興会、岡田孝平、平岡修、原敏夫。それから日本育英会、森戸辰男、元文部大臣でございます。緒方信一、妹尾茂喜、内田英二でございます。

川村委員 私がこういうことをお聞きしたのは、大体これについて不明朗な情報を聞いておるのです。特殊法人日本学術振興会について、もうすでに会長、理事長全部きまっておるのだ。結局天下りの人事配置というものを考えられておるのではないかと。私はそう思いませんよ。ところが、そういうもつぱらの情報がある。そこで、時間がありませんから、せつかく大田さんに来ていただきまして、大急ぎで二、三お尋ねしますから、答えておいてください。

行政管理庁長官及び官房長が、この前参議院の議院運営委員会において、二回ほどいろいろ公社、公団の問題について質疑が行なわれておる。その中で、松平長官は、公社、公団、特殊法人、国のこれらの設置についての基本的考え方を明ら

かにしておられる。また、三十九年ですか、臨調は、公社、公団についての整理統合すべきところのものをあげて、そうしてその答申をしておる。そういういろいろないきさつがある。政府は、四十二年の予算編成をするときに、ことしは絶対新しい公社、公団、特殊法人はつくらぬのだと言った。ところが、いよいよ予算の段階になるとこれがぐずれて、全く新しいものが三つですか、形を変えたやつがこれまた三つくらい突然飛び出してきておるわけです。学術振興会もその一つに入る。そこで、行政管理庁として、この国の特殊法人、公社、公団等についてのお考えをまずお聞かせいただきたい。これが一つ。実はいろいろこまかに聞きたいのですが、またこの次おいでください。

そこで、もう時間がないから大臣にちよつとまたあわせて聞きますけれども、二月の七日でしたか、それから三月の三十一日だったか、公社、公団、特殊法人、こういうものの人事について閣議了解事項があります。あなたは出ておられるから知っておられるはずだ。その閣議了解事項、それをまず大臣からひとつ詳細に聞かしていただきたい。そうして管理庁のほうから、ひとつ方針を示していただきたい。

〇榎本国務大臣 この任命方式につきまして閣議了解という固まったものは、私が就任いたしましたから閣議はほとんど休んでおりませんが、そういう任命についての方式につきまして閣議了解事項というのは記憶いたしております。おそろく、私になりましてからはないと記憶いたしております。ただ、公社、公団その他の関係の会長とか理事長の任命につきましては、官房長官のほうから話がございます。任命するということ、決定してしまつてからこの申し出をしない、こういう者を任命しようと思うという予定のときに、一応官房長官の耳に入れてほしいという意味の発言がございました。これは二回ぐらいたったと記憶しております。それ以外におきまして、任命方式その他についての閣議了解事項というのは、私

になりましてからなかったと私記憶しております。

〇川村委員 時間がなくて申しわけありません。閣議は二月七日、三月三十一日の両回にわたつて、公団など特殊法人の役員人事は各省庁からの天下り人事を極力避けて、広く人材を登用する、こういう基本方針をきめたといわれるかどうか、こういう質問に対して、これは官房長官から——このときは福永さん病気でですから木村さんが出ておりました。二月の七日に閣議了解をいたしました。その閣議了解の内容は、広く人材を登用するため、公社、公団等、特殊法人の役員任命については、あなたがおっしゃる通りに、「事前」に内閣官房長官と協議すること、こういう内容でございます。二々と答弁しております。こういうような広く人材を登用する、今日公社、公団、特殊法人等について、いろいろと人事について大問題をあらわにこちらで指摘をされておる、そういう弊害をなくしていこう、あるいはそれだけの各官庁の高級の役人さん方が結局横すべりのまま入っていくというふうなことで、退職救済みたいな形でやっちゃいかぬというふうなことがいろいろと述べられておる。松平長官もそのことをはっきり言っておる。そういうふうなことでございまして、この際、この特殊法人ができたとして、あなたが会長や理事長を任命なさるには、そういうふうな考えを持ってお臨みになる御決意であると思つておる。ちよつと所見をお聞かせ願いたい。

〇榎本国務大臣 私は、私自身がどなたにするということはまだ決定も、考えてもおりません。できるまでは、いまから予定するということはいけなと思つて、考えておられます。春間に何かうわさがあるように聞いておりますけれども、私は絶対にそういうことはございません。ただ、私は、非常に重要な人事でございますから、この会長、理事長をきめます場合には、あらゆる関係の方々の御意見も承ります。なお、これは当然に官房長官が言われましたように、ある予定の人の目安がございましたら、内閣官房長官のほうに申

し出しまして、十分御相談をして決定するつもりでございませう。いま私の予定いたしました者がないということだけは、はっきり申し上げていいと思います。

○川村委員 それでは、行政管理庁の局長さんに伺いますが、もう時間がありませんけれども、先ほどお話ししましたように公社、公団、特殊法人の設立について臨調等のいろいろ答申があつておるから、それらを受けて、また、行政監理委員会のほうからもいろいろ意見具申がなされておりますから、皆さん方のほうではこれらの設立についてどういふ基本的なお考えをお持ちか、それをお聞かせいただくと同時に、今回のこの特殊法人学術振興会を含めて幾つかの新しいものができたが、これは一体行政管理庁としては快く認められたものかどうか。けしからぬと言つたけれども、もしやうがなかった、こういうことになるのか、ちよつと聞かせておいてください。実はあなたにはいろいろお聞きしたいことがありますけれども、もう時間がございせんから、またいずれおいでいただいてお教えいただきたい。きようはそれだけちよつと……。

○大國政府委員 従来から政府は、行政規模の拡大につきましては、極力これを抑制する方針でまゐつたわけでございます。お話のとおり本年度の予算編成にあたりまして、新規の要求は極力これを押えるという方針でまゐつたわけでございます。しかし、現実には新しい行政需要の必要等の関係がございまして、七つの特殊法人を新しく認めましたわけでありまして、そのうちの三つは既存の特殊法人を改組いたしましたものでございませう。臨時行政調査会の答申におきまして、特殊法人等の新設を一切認めないという趣旨ではないのでございまして、それではかえつて行政の硬直化を招くという心配もございませうし、社会経済情勢の変化あるいはまた行政需要の拡大、そういった変化に応じて必要最小限度のものは認める。しかし、そのかわりに、すでに業務を達成したものの、あるいは他と統合し得るもの、そういう

たものは極力これを簡素合理化する、こういう方針でおるわけでございます。ただいま私どものほうにおきましては百八ございませう全部につきまして再検討をいたしております、その面で公社、公団等の合理的な運営をはかつていきたい、かように思つておる最中でございます。

○川村委員 せつかくおいでいただいて、いろいろお聞きできませんで申しわけありませんが、ちよつときようは一時から清瀬先生のお葬式だそうでございますから、これ以上時間をいただくのは心苦しゅうございませうので、一応私の質問はこの辺でとどめさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

○床次委員長 この際、おはかりいたします。

本案について参考人から意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、日時、人選及び手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、来たる七月五日、水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会